

公益財団法人全日本柔道連盟 優秀指導者（団体）表彰規則

（目的）

- 第1条 柔道におけるタレント発掘、育成は、地域で熱心に少年柔道に携わって指導している方々の並々ならぬ努力と熱意の賜物である。
- 本連盟では、表彰規程第2条（3）に基づき、今後の柔道の発展、そして少年期からトップアスリートまでの一貫指導システムを充実させていくためにも、優秀な成績を収めた選手が少年時代に所属していた団体の指導者またはその団体を表彰するものとする。

（表彰の対象者または団体）

- 第2条 表彰対象は、第3条に該当する選手が少年時代（中学生まで）に所属していた団体において指導した指導者またはその団体とする。
2. 同一選手が複数年に亘って第3条に該当した場合は、既に表彰を受けた団体のその次に所属した団体の指導者、またはその団体を対象とする。
ただし、オリンピック競技大会における表彰では、既に表彰を受けた指導者を対象とすることができる。
 3. 第3条に該当する選手の親が実際に指導にあっていた場合は、親を対象とすることが出来る。また、故人であっても対象とすることができる。
 4. 第1項から第3項に該当する指導者または団体がない場合は、高校生時代から社会人時代の順に所属した団体の指導者またはその団体を対象とすることができる。
 5. 第3条に該当する選手が高校卒業後に所属した団体の指導者は、原則として本表彰の趣旨を鑑み表彰の対象としない。ただし、第4項に該当した場合はこの限りではない。

（表彰の対象となる大会及び成績）

- 第3条 表彰の対象となる大会及び成績は以下の通りとする。
- (1) オリンピック競技大会 メダリスト
 - (2) 世界選手権大会 メダリスト
 - (3) アジア競技大会 金メダリスト
 - (4) パラリンピック競技大会 メダリスト
 - (5) アジアパラリンピック競技大会 金メダリスト

（表彰対象者の推薦および決定）

- 第4条 強化委員会は、第3条（1）から（3）に該当する選手に本表彰制度の趣旨を説明した上で受賞候補者（団体）を確認し、理事会に推薦する。

2. (教育普及・MIND委員会) 視覚障がい者・ろう者柔道連携部会は、第3条(4)から(5)に該当する選手の受賞候補者(団体)を日本視覚障害者柔道連盟経由で確認し、理事会に推薦する。
3. 理事会は、推薦された被表彰候補者(団体)について審議し、表彰の可否を決定する。

(表彰実施日)

第5条 表彰は、原則として翌年の全日本選手権大会(4月29日)の際に実施する。

(表彰の内容)

第6条 本連盟は、被表彰者(団体)に記念品(楯)を贈呈する。

(その他)

第7条 本連盟は、被表彰者または団体の代表者1名の交通費、宿泊費を負担する。

2. 本規則に定められていない事態が生じた場合は、強化委員会で協議し、常務理事会で決定するものとする。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、会長の決裁を経て行う。

附則

1. 本内規は、平成28年3月8日より施行する。
2. 本内規は、2019年5月27日より施行する。
3. 本規則は、2022年(令和4)年5月31日から一部改正して施行する。